

進路写真撮影 11月4日(火)について

来月の連休明けの11月4日(火)6校時に願書に貼る進路用写真の撮影が行われます。同時に卒業アルバム用写真の撮影も行います。**制服**での撮影となりますので、体育等がある学級は気をつけてください。**名札も忘れない**ように。

進路用写真は入学試験当日に本人確認用として使用するため、試験当日と同じ格好で撮影するのが望ましいです。試験当日にメガネをかけていく予定の人は、メガネをかけて撮影します。顔全体がはっきりとわかるように映し出されていることが大切です。髪の毛が眉にかかったりせずに撮影できるよう準備をしておいてください。必要であれば目立たないヘアピン等を用意してください。3年生全員を1時間で撮影する予定ですので、次々撮影し時間内に終了できるように事前にしっかり準備をしておいてください。

なお、こちらで想定している写真は『縦 7cm×横 5cmの4枚組』(道内全日制課程高校用)となります。別サイズの写真が必要な場合は事前にお申し出ください。

札幌市特別奨学生の募集について御案内

1 札幌市特別奨学金について

札幌市特別奨学金は、生活が困難になっている世帯の経済的自立を図ることを目的に、その世帯の生徒に対し技能習得に要する学資(奨学金)を支給するものです。なお、本制度の技能習得資金及び支度資金には、退学など要件を欠いた場合を除き、返済の義務はありません。

(札幌市子ども未来局の事業です)

2 申請の対象者(1~5のすべてを満たす必要があります)

(1) 世帯の経済的自立のための技能習得を目指して、次のいずれかで学ぶ(見込みの方であること)。**※普通科は対象外です**

ア 高等学校の職業学科(農業、工業、商業、水産、家庭看護、情報、福祉)または総合学科のうち技能の習得が見込まれるもの

イ 高等専門学校

ウ 特別支援学校(高等部)のうち普通科以外の学科(これに準ずるものを含む)

エ 技能の習得を目的とする専修学校(高等課程または中学卒業後に進む場合の一般課程)

オ 技能の習得を目的とする各種学校等(高等学校相当課程)

(2) 世帯(住民票上、別の世帯で生計を一にしている方を含む)の月額収入(総支給額)が、原則として生活保護法による保護の基準に定める金額の1.5倍以内であること。

(3) 生徒本人又は本人を養育している方が住民基本台帳法に基づき札幌市の住民基本台帳に登録されていること。

(4) 品行方正であること。

(5) 生徒が技能を習得することにより世帯の経済的自立が可能と認められること。

3 募集定員 200名程度

4 申請の受付期間・場所

(1) 受付期間 令和7年11月14日(金)～令和7年12月15日(月)

申請書類の不備や添付書類の不足等があると受け付けられない場合がありますので、お早めに申請されますようお願いいたします。

(2) 受付場所 お住まいの区の区役所の保健福祉課 地域福祉係

※申込は中学校ではありませんご注意ください。

5 「札幌市奨学金」との併願は可能ですが、両方採用の場合、同時受給はできません。

募集要項等を希望される方は、お申し出ください。